

「指定障害者支援施設 しおなみ苑」重要事項説明書

当事業所では、利用者へ「生活介護」ならびに「施設入所支援」を提供します。
当サービスの利用は、原則として介護給付または訓練等給付等の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における自立支援給付の支給決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. サービスを提供する事業者 1
2. 利用事業所 1
3. サービスに係る設備等の概要 2
4. 従業員の配置状況 3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減 5
6. 利用者が入院等された場合の対応について 9
7. 利用者の記録や情報の管理、開示について 10
8. 非常災害時の対策 11
9. 緊急時における対応方法 11
10. 事故発生時における対応方法 11
11. 虐待防止について 11
12. 苦情の受付について 12

社会福祉法人 正和会
指定障害者支援施設 しおなみ苑
当事業所は岐阜県の指定を受けています。
(岐阜県指定 第2111300063号)

1. サービスを提供する事業者

めい しょう 名称	しゃかい ふくし ほうじん しょうわかい 社会福祉法人 正和会
しょうざいち 所在地	ぎふけん かもぐん やおつちようわち 岐阜県加茂郡八百津町和知940-5
でんわばんごう 電話番号	0574-43-0519
だいいょうしゃしめい 代表者氏名	りじちよう よしだ まり 理事長 吉田 万里
ほうじん せつりつねんがっぴ 法人の設立年月日	しょうわ ねん がつ にち 昭和53年7月31日

2. 利用事業所

じぎょうしょ しゆるい 事業所の種類	へいせい ねん がつ にちしてい ぎふけん ぎょう 平成21年4月1日指定 岐阜県2111300063号		
じぎょうしょ めいしょう しゆるい 事業所の名称・種類	していしょうがいしゃしえんしせつ 指定障害者支援施設 しおなみ苑		
	せいかつかいごじぎょう 生活介護事業	しせつにゆうしょえんじぎょう 施設入所支援事業	
しゆ たいしょうしゃ 主たる対象者	ちてきしょうがいしゃ さいみまん もの のぞ 知的障害者(18歳未満の者を除く)		
しせつ しょうざいち 施設の所在地と れんらくさき 連絡先	していしょうがいしゃしえんしせつ 指定障害者支援施設 しおなみ苑		
	ぎふけん かもぐん やおつちようみなみと 岐阜県加茂郡八百津町南戸397-4		
	TEL 0574-42-0005 FAX 0574-42-0006		
しせつちよう かんりしゃ [施設長(管理者)]	ざんま ひでかず 座馬 秀和		
かんりせきにんしゃ [サービス管理責任者]	おぐら たかひろ 小倉 隆寛		
じっしちいき サービスの実施地域	や おつちようない 八百津町内		
しせつ もくてきおよ うんえい 施設の目的及び運営の ほうしん 方針	りようしゃ いこう しゆうこう しょうがい とくせい た じじょう ふ 利用者の意向、趣向、障害の特性、その他の事情を踏まえた こべつしえんけいかく さくせい もと りようしゃ たい しせつしょうがい 個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害 ふくし サービスを提供する。		
しせつ かいせつねんがっぴ 施設の開設年月日	へいせい ねん がつ にち 平成10年4月1日		
ていいん 定員	せいかつかいご にん 生活介護 57人	しせつにゆうしょ にん 施設入所 50人	たんきにゆうしょ だんじょかく めい 短期入所 男女各1名

3. サービスに係る設備等の概要

(1) 居室の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	16室	設備: ベット・クローゼットあり
2人部屋	19室	設備: ベット・クローゼットあり
合計	35室	54床

* 利用者の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に沿えない場合もあります。

(2) 居室以外の施設・設備の概要

施設・設備の種類	障害者支援施設	備考
訓練・作業室	1棟	
食堂	1室	
浴室	2室	特殊浴槽あり
洗面所、便所	4ヶ所	障害者トイレ3ヶ所あり
相談室	1室	
消火その他災害対応	スプリンクラー設置	
職員室・事務室・会議室	各1室	

* 当事業所では、居室以外に上記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、「生活介護」ならびに「施設入所支援」のサービス提供において設置が義務づけられている施設・設備です。利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

(3) 居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等により事業者がその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(4) 施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所において、居室及び居室以外の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

① 施設の建物・設備など皆で使うものですので、大切に取扱ってください。

4. 従業者の配置状況

従業者の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。

当事業所では、利用者に対して「生活介護」と「施設入所支援」を提供する者として、下記の職種の従業者を配置しています。(令和6年4月1日現在)

【しおなみ苑(生活介護)】

〈主な従業者の配置状況〉運営規程の配置数

- (1) 施設長 1名
- (2) サービス管理責任者 1名以上
- (3) 医師(嘱託) 1名以上
- (4) 生活支援員 17名以上
- (5) 栄養士 1名以上
- (6) 事務職員 1名以上

〈営業日、営業時間、サービス提供時間〉

1. 営業日	月曜日から金曜日(ただし、1月1日を除く)
2. 営業時間	午前8時45分から午後4時45分まで
3. サービス提供時間	午前8時45分から午後4時45分まで

〈その他、専門的な支援等に 係る従業者の配置状況〉

職 種	
1. 生活支援員等の直接サービス提供に関わる職員	<p>① 当事業所では、上記のとおり指定基準上求められる職員の配置を上回る、職員体制(2.5:1)でより質の高いサービス提供に努めております。</p> <p>② 当事業所では、生活支援員として常勤で配置している職員のうち、8人が社会福祉士、介護福祉士であり、専門的なサービス提供に努めております。</p>
2. 看護師	<p>① 当事業所では、看護師を常勤で配置し、利用者の健康管理をはじめ、怪我などの身体的ケア・病気の相談など精神的ケアも含め、医師と連携し専門的なサービスの提供に努めております。</p>

【しおなみ苑(施設入所支援)】運営規程の配置数

- (1) 施設長 1名
- (2) サービス管理責任者 1名以上
- (3) 医師(嘱託) 1名以上
- (4) 生活支援員 17名以上
- (5) 栄養士 1名以上
- (6) 事務職員 1名以上

《その他、専門的な支援等に係る従業者の配置状況》

しよく 職	しゆ 種	
1. 生活支援員(夜勤職員)	せいかつしえんいん やきんしよくいん	とうじぎょうしよ していきじゆんじようもと 当事業所では、指定基準上求められる職員の配置 げんしゆ やきんしよくいん にん たいせい あんしん あんぜん やかん を厳守、夜勤職員2人の体制で安心・安全な夜間の サービス提供に努めております。
2. 栄養士	えいようし	(1) 当事業所では、利用者の日常生活状況や嗜好 とう うかが えいようし へいじようせいかつじようきよう しこう 等を伺い、栄養士による栄養管理等を実施し安心・ あんぜん しよくじていきよう つと 安全な食事提供に努めています。

《主な職種別の勤務体制(標準的な時間帯における最低配置人員)》

しよく しゆ 職 種	せいかつ かいごじぎょう 生活介護事業 (しおなみ苑)	しせつにゆうしよしえんじぎょう 施設入所支援事業 (しおなみ苑)
	につちゆう 日中(8:45~16:45)	やかん 夜間(16:45~8:45)
1. 生活支援員	めい 5名	めい めい 2名~3名
2. 看護職員	めい 1名	
3. 医師 ①内科 ②精神科	ないか まいつき だい げつようび ①内科 毎月 第3月曜日 13:00~14:00	せいしんか かい かげつ ②精神科 1回/3ヵ月 13:00~16:00

* 土曜日、日曜日は上記と異なります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減（契約書第4条、第5条参照）

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- ① 介護給付費等から給付されるサービス
- ② 利用料金の全額を利用者に負担いただくサービス〔①以外のサービス〕

(1) 当事業所が提供するサービスと利用料金

次項の「障害者支援施設におけるサービスの内容」については、食費・光熱水費を除き、サービス利用料金全体のうち9割が介護給付費等の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合は、利用者は、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます（定率負担または利用者負担額といいます）。なお、介護給付費等が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合（償還払いの場合も含む）については、一旦全額を事業者にお支払い頂きます。

ただし、負担の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証等をご確認下さい。

（厚生労働大臣が定める障害者総合支援法等の関係諸法令を順守・適用します。）

《サービスの概要》

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただくものです。なお、「個別支援計画」の写しは、保護者及び利用者に交付いたします。

障害者支援施設におけるサービス提供の内容（「生活介護事業」ならびに「施設入所支援」）

「介護」——適切な技術をもって、利用者の心身の状況に応じて自立支援／日常生活の充実のための介護等を提供します。

- …排泄の自立に必要な援助や、おむつの交換を行います。
- …離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行います。
- …週3回～6回の入浴または清拭を行います。

* 利用者の身体の状況と希望等を伺った上、できる限り自立して清潔保持が可能となるようめざし、入浴が困難な場合には清拭をおこなうなど適切な方法で実施します。

ii「食事の提供」

- …利用者の心身の状況や嗜好を考慮し、年齢と障害の特性に応じた栄養及び内容の食事を、適切な時間に提供します。
当事業所の食事時間は次のとおりです。

朝食(7:30~8:15)、昼食(11:20~12:45)、夕食(17:45~18:30)

iii「健康管理」

- …常に利用者の健康状況に注意し、嘱託医師及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
服薬管理は、当事業所の看護職員と相談の上、行います。

○嘱託医師による診察・治療

氏名:佐藤 孝充

診療科:内科

診察日:毎月2回

- * 利用者が、専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。(診察費ならびに送迎に係る費用を、一部ご負担いただく場合がございます。)

協力医 : 各務原病院

緊急時対応病院 : 中部国際医療センター

- * 利用者の病状急変等の緊急時は、速やかに医療機関への連絡等を行います。
- (注) 協力医療機関以外の遠方の病院等での受診、利用者の希望による個人的な外来受診等については保護者にて行って頂き、事情により事業所が行う場合は、別途、特定費用・交通費を頂きます。

iv「相談及び援助」

- …常に利用者の心身の状況や、生活環境等の的確な把握に努めます。
また、利用者や家族に対し、適切な相談対応、助言、援助等を行い、常に連携をはかります。

v「土曜日、日曜日等の日中支援」

- …土曜日、日曜日等の生活介護が提供されない日等(当事業所の施設入所支援のみ利用される日)の日中においても、個別支援計画に従って適切なサービスを提供いたします。

vi「生産活動」

- …日中活動(生活介護事業)として、利用者の障害特性をふまえた工夫をもって、生産活動の機会を提供します。その内容は以下のとおりです。

- ①内職……………(段ボール組仕切り、電機器具部品組立)
- ②牛乳パックの加工……………(牛乳パックの切り開き、剥離)
- ③創作的活動……………(玉さし、ビーズ通し、張り絵)

<工賃の支払>

上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。

「加算」には下記の加算等があります。(* 印はしおなみ苑平成27年9月現在該当加算)

◎生活介護における加算

- *「人員配置体制加算Ⅳ2」 *「福祉専門職配置加算Ⅰ・Ⅲ」
- *「処遇改善加算Ⅰ 令和6年5月まで、令和6年6月～Ⅲ」
- *「看護職員等配置加算7」

◎施設入所支援における加算

- *「重度障害者支援加算Ⅱ」
- *「処遇改善加算Ⅰ・Ⅲ」*「入院時外泊時加算Ⅰ1」等があります。

(報酬単価は年度により変動があります。そのつど厚生労働大臣が定める障害者総合支援法の関係諸法令を適用・順守します。)

[サービス利用を取り消し(キャンセル)した場合の食費について] (契約書第16条)

- * 利用者が、サービス利用を取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の7日前までに当事業所までお申し出ください。
- * なお、サービス利用日の7日前までに申出のない場合、キャンセル料をいただく場合があります。

食事キャンセル料(食費の原材料費相当額)	1日あたり	950円
----------------------	-------	------

《利用者負担の軽減について》

〔利用者負担に関する月額上限〕

- 1か月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得(世帯の収入状況)に応じて下表のとおり月額負担上限額が設定され(平成22年4月より低所得1、2の利用者負担が無料)、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	1か月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	
低所得2	市町村民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	
一般1	市町村民税課税世帯(20歳未満)	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯	37,200円

〔高額障害福祉サービス費について〕

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額(介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。)の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます(償還払いの方法によります)。

《20歳未満で施設入所支援を利用する場合》

20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担(その他生活費25,000円を含めて生活保護世帯、低所得世帯、一般世帯(市町村民税所得割160,000円未満世帯)で50,000円、一般世帯(市町村民税所得割100,000円以上世帯)で79,000円となるように補足給付が行われます。

(2) (1)以外のサービス

「しおなみ苑サービス利用料金表」は、介護給付費等の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、料金をお支払い頂きます。(日常生活品の購入代金等、

利用者（りようしゃ）に負担（ふたん）していただくことが適当（てきとう）であるものに係（かかわ）る費用（ひよう）。）

① 金銭（きんせん）管理（かんり）施設（しせつ）入所（にゅうしょ）支援（しえん）をご利用（りよう）の場合（ばあい）には、年金（ねんきん）は保護（ほご）者（しゃ）会（かい）組織（そしき）の年金（ねんきん）管理（かんり）委員（いんかい）会（かい）が、
「障害（しょうがい）基礎（きそ）年金（ねんきん）管理（かんり）運用（ようぎん）規程（き程）」に基づき（もと）管理（かんり）します。施設（しせつ）は委任（いにん）を受けた事項（じこう）のみ代行（だいこう）
手続（てつづき）を行います。また小口（おこな）の生活（せいかつ）資金（しきん）については、「個人（こじん）小遣（こづ）い金（か）管理（かんり）規程（き程）」に基づき（もと）
担当（たんとう）職員（しょくいん）が管理（かんり）と援助（えんじょ）を行います。

② 入出金（にゅうしゅつきん）は、責任（せきにん）をもって行（おこな）い、金銭（きんせん）出納（しゅつにん）帳（ちやう）を作成（さくせい）します。年（ねん）3回（かい）の1斉（いつせい）帰宅（きたく）時（じ）に利用者（りようしゃ）
及び（および）その保護（ほご）者（しゃ）による年金（ねんきん）監査（かんさ）を実施（じっし）します。また利用者（りようしゃ）及び（および）保護（ほご）者（しゃ）は、いつでも入出金（にゅうしゅつきん）
記録（きろく）を閲覧（えつらん）でき、その写（うつ）し（の）の交付（こうふ）を受ける（う）ことが出来（でき）ます。

③ 宝珠（ほうじゆ）会費（かいひ）（保護（ほご）者（しゃ））を月（つき）3,000円（えん）預（あず）め（いた）だして頂（いた）きます。

	しょうがいき そねんきん 障害基礎年金	こじんしよじきん 個人所持金	ほごしゃかいひ 保護者会費
ほかんせきにんしゃ 保管責任者	ほごしゃかいちやう 保護者会長	しせつちやう 施設長	ほごしゃかいちやう 保護者会長
すいとうせきにんしゃ 出納責任者	じむいん 事務員	しゆにんしえんいん 主任支援員	じむいん 事務員
かんりほうほう 管理方法	ねんきんかんりうんようきてい 年金管理運用規程	こじんこづか きんかんりきてい 個人小遣い金管理規程	ほうじゆかいきやく 宝珠会規約

(3) 利用（りよう）料（りょう）金（きん）・費用（ひよう）のお支（し）払（はら）い方（ほう）法（ぽう）

前（ぜん）記（き）(1)、(2)の料（りょう）金（きん）・費用（ひよう）は、1か月（かげつ）ごと（ごと）に計（けい）算（さん）し、請（せい）求（きゅう）し（ます）ので、翌（よ）月（げつ）27日（にち）に利用者（りようしゃ）
本（ほん）人（にん）口（こう）座（ざ）から引（ひ）き落（お）とさ（せ）て頂（いた）だ（す）ます。実（じつ）費（ひ）個人（こじん）負（ふ）担（たん）分（ぶん）につ（つ）き（ま）しては、小（こ）遣（づ）い（より）お支（し）払（はら）
い（いた）だ（す）頂（いた）だ（す）ます。

6. 利用者（りようしゃ）が入院（にゅういん）等（とう）され（さ）れた場合（ばあい）の対（たい）応（おう）について

当（とう）事（じ）業（ぎょう）所（しよ）を利（り）用（りよう）の期（き）間（かん）におい（お）て、医（い）療（りょう）機（き）関（かん）へ（へ）の入（にゅう）院（いん）の必（ひ）要（ぎょう）が（が）生（せい）じ（た）場（ば）合（がい）は、ま（ま）た（は）外（がい）泊（はく）時（じ）
の対（たい）応（おう）は、以（い）下（か）の通（つう）り（で）す。（契（けい）約（やく）書（しょ）第（だい）14条（じょう）、15条（じょう）参（さん）照（しやう））
ま（ま）た、入（にゅう）院（いん）時（じ）、入（にゅう）院（いん）中（ちゆう）の支（し）援（えん）は（は）原（げん）則（そく）、保（ほ）護（ご）者（しゃ）に（に）て（て）お願（ねが）い（し）ま（す）す。

① 入院（にゅういん）、外（がい）泊（はく）の場（ば）合（がい）

ア. 10日（にち）以（い）内（ない）の短（たん）期（き）の入院（にゅういん）・外（がい）泊（はく）について

10日（にち）（入（にゅう）退（たい）院（いん）日（にち）を（を）含（ふ）む連（れん）続（ぞく）し（た）9泊（はく））以（い）内（ない）の短（たん）期（き）入（にゅう）院（いん）等（とう）の場（ば）合（がい）、8日（にち）間（かん）を限（げん）度（ど）に市（し）町（ちやう）村（そん）の
定（さ）だめ（る）利（り）用（りよう）料（りょう）金（きん）を（を）負（ふ）担（たん）いた（た）だ（す）き（ま）す。
た（た）だ（し）、入（にゅう）退（たい）院（いん）当（とう）日（にち）（外（がい）泊（はく）開（かい）始（し）及（および）終（しゆう）了（りやう）日（にち））は、通（つう）常（じやう）の利（り）用（りよう）料（りょう）金（きん）を（を）負（ふ）担（たん）いた（た）だ（す）き（ま）す。

イ. 上（じやう）記（き）の期（き）間（かん）を越（こ）え（る）入（にゅう）院（いん）・外（がい）泊（はく）について

入（にゅう）院（いん）月（つき）を（を）含（ふ）め（て）3か月（かつき）ま（ま）での入（にゅう）院（いん）・外（がい）泊（はく）につ（つ）いては、82日（にち）を限（げん）度（ど）に市（し）町（ちやう）村（そん）の定（さ）だめ（る）利（り）用（りよう）料（りょう）
金（きん）を（を）お支（し）払（はら）い（た）だ（す）き（ま）す。
た（た）だ（し）、入（にゅう）退（たい）院（いん）当（とう）日（にち）（外（がい）泊（はく）開（かい）始（し）及（および）終（しゆう）了（りやう）日（にち））は、通（つう）常（じやう）の利（り）用（りよう）料（りょう）金（きん）を（を）負（ふ）担（たん）いた（た）だ（す）き（ま）す。

にゆういん がいはくじ いってい つき かい かい しえん きぼう ばあい
ウ. 入院・外泊時に一定(月に2回から4回)の支援を希望される場合

① 長期の入院時の支援

にゆういんきかんちゆう ひふく じゆんびなど いってい しえん おこな ばあい じようき にゆういん
入院期間中に被服の準備等の一定の支援を行う場合には、上記のほか入院
期間におう かき りようりよう ふたん
期間に応じて下記の利用料をご負担いただきます。

つ そ げんそく ほごしゃ かた ねがい き ふふくしごじょかいほけんほしょうあり
* 付き添いは原則、保護者の方でお願いします。(岐阜福祉互助会保険保障有)

<定員60人以下の施設の場合>

にち こ にちまん にゆういん じようき くわ えん かつき
8日を超えて4日未満の入院:上記イに加え、5,610円(1カ月ごと)

にち こ にち にゆういん じようき くわ えん かつき
8日を超えて7日までの入院:上記イに加え、11,220円(1カ月ごと)

にち こ にちじよう にゆういん じようき くわ にち えん かげつ げんど
8日を超えて8日以上入院:上記イに加え、1日あたり1,910円(3ヶ月を限度)

② 長期の外泊時の支援(3ヶ月を限度)

② 退院後のご利用について

にゆういんご かげつない たいいん ばあい たいいんご にゆういんまえ おな
入院後、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後ふたたび入院前と同じサービス
ご利用出来ます。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

かげつない たいいん みこ まれな い ばあい けいやく かいじょ ばあい
3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この
ばあい とうじぎょうしよ ふた ゆうせんでき りよう
場合には、当事業所を再び優先的に利用することはできません。

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書第8条第3及び6項参照)

じぎょうしゃ きろく じようほう かんり かいじ けいやくしよだい じようだい およ こうさんしよう
事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに
おう ないよう かいじ かいじ さい ひつよう ふくしやりよう しよひよう りようしゃ ふたん
応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担
りようしゃ てんしよまた にゆういんとう きぼう ばあい ひつよう おう た
となります。)なお、利用者が転所又は入院等を希望される場合において、必要に応じて他
しせつまた いりようきかんとく きろく じようほう ていきよう おこな
施設又は医療機関等に記録や情報の提供を行います。

ほんじぎょうしよ きろく こうもく つぎ
* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

(1) 個別支援計画

(2) サービス提供の具体的な内容

(3) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付
けられた市町村への通知事項

(4) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など

(5) 利用者からの苦情の内容

(6) 事故の状況及び事故に際しての対応

◆ 保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。

◆ 閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前9:00～午後5:00です。

(窓口は、それぞれ利用されている事業所となります。)

8. 非常災害時の対策

事業者は、火災設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行います。

9. 緊急時における対応方法

事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行い必要な措置を行います。

10. 事故発生時における対応方法

事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに岐阜県、市町村、当該利用者の家族などに連絡を行い必要な措置を行います。また、サービスの提供により事業者の責任と認められる事由によって賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

11. 虐待防止・身体的拘束等の禁止について

事業者は、常に利用者的人格を尊重する観点に立ち、利用者への虐待防止に必要な措置を講じます。また、利用者及び他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除いて、利用者等の身体拘束その利用者の行動を制限することはいたしません。

○虐待防止に関する責任者 座馬 秀和 [しよくめい] しせつちよう 施設長

12. 苦情の受付について(契約書第17条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者) 小倉 隆寛 [職名] サービス管理責任者

佐藤 由佳 [職名] 生活支援員

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

○苦情解決責任者 氏名 座馬 秀和 [職名] 施設長

○第三者委員代表 氏名 大脇 富江

苦情受け付けボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

<p>やおつちょうやくば けんこうふくしか 八百津町役場 健康福祉課</p>	<p>所在地 加茂郡八百津町八百津3903番地 でんわばんごう 電話番号 0574-43-2111(代) うけつけび じかん 受付日・時間 9:00～16:00(平日)</p>
<p>ぎふけんうんえいてきせいはいんかい 岐阜県運営適正化委員会</p>	<p>所在地 岐阜市下奈良2丁目2番7号 でんわばんごう 電話番号 058-278-5136 F A X 058-278-5137 うけつけび じかん 受付日・時間 9:00～16:00</p>

令和 年 月 日

指定障害者支援施設に関するサービス(生活介護及び施設入所支援)の提供及び利用の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

施設名 障害者支援施設 しおなみ苑
説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基ついで事業者から重要事項の説明を受け、指定障害者支援施設に関するサービス(生活介護及び施設入所支援)の提供及び利用の開始に同意しました。

利用者住所 氏名 印

保護者(身元引受人)

住所 氏名 印

この重要事項説明書は社会福祉法第76条及び第77条に基づく、厚生労働省令第171,172号(平成18年9月29日)の規定により、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

りようけいやく もうしこ じ せつめい
(利用契約の申込み時の説明)

だいななじゅうろくじょう
第七十六条

しゃかいふくしじぎょう けいえいしゃ ていきょう ふくし りよう きぼう もの もうしこ
社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスの利用を希望する者からの申込み
があつた場合には、その者に対し、当該福祉サービスを利用するための契約の内容及びその
履行に関する事項について説明するよう努めなければならない。

りようけいやく せいりつ じ しょめん こうふ
(利用契約の成立時の書面の交付)

だいななじゅうななじょう
第七十七条

しゃかいふくしじぎょう けいえいしゃ ふくし りよう けいやく こうせいろうどうしやうれい さだ
社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約(厚生労働省令で定めるも
のを除く。)が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を
交付しなければならない。

- いち どうがいしゃかいふくしじぎょう けいえいしゃ めいしやうおよ しゅ じむしょ しょざいち
一 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- に どうがいしゃかいふくしじぎょう けいえいしゃ ていきょう ふくし ないよう
二 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- み どうがいふくし ていきょう りようしゃ しはら がく かん じこう
三 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- よん ほかこうせいろうどうしやうれい さだ じこう
四 その他厚生労働省令で定める事項

しゃかいふくしじぎょう けいえいしゃ ぜんこう きてい しょめん こうふ か せいれい さだ
2 社会福祉事業の経営者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令の定めるところ
により、当該利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用す
る方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより
提供することができる。この場合において、当該社会福祉事業の経営者は、当該書面を交付し
たものとみなす。

しょうがいしゃしえんしせつ しょうがいしゃしえんしせつ
 障害者支援施設 しおなみ苑 サービス利用料金表

れいわねんがつび
 令和6年7月1日

こうもく 項目	がいよう 概要	りようりょうきん 利用料金	びこう 備考
しょくひ 食費	ちようしょく 朝食	しょくえん 1食につき 400円	にちえん 1日につき 1,540円 キャンセル料 950円 (食材費相当) * 短期入所者は別 けいさん 計算
	ちゆうしょく 昼食	しょくえん 1食につき 550円	
	ゆうしょく 夕食	しょくえん 1食につき 540円	
	だいかんしょく おやつ代(間食)	しょくえん 1食につき 50円	
	えんがいともながいしょくだい 苑外に伴う外食代	じつびこじんふたん 実費個人負担	
ぎようじしょくとくべつしょく 行事食・特別食	ほごしゃかいふたん 保護者会負担		
こうねつすいひ 光熱水費	せいかつかいごしせつにゆうしょ 生活介護+施設入所 (終日利用)	かげつあたえん 1ヶ月当り 7,760円	にちえん 1日につき 250円
ほかんかんり 保管・管理	つうちよういんかんねんきんしょうじょう 通帳・印鑑・年金証書等 の保管 りようしゃふたんきんなどしはらい 利用者負担金等の支払、 ちりょうひなどしはらいおよこづか 治療費等の支払、及び小遣 い管理等	かげつえん 1ヵ月 2,000円	すべりようしゃかた 全ての利用者の方
つきそいりょうきん 付添料金	こじんきぼうかんげきとう 個人の希望による観劇等の つきそい	じかんあたえん 1時間当り 1,000円	きぼうきょうぎ 希望については協議・ そうだん 相談
	しょくたくいきょうりょくいいがい 嘱託医・協力医以外の つういんつきそい 通院付添	じかんあたえん 1時間当り 1,000円	ぎょうじつきそいむりょう 行事による付添は無料
ねんりょうひ 燃料費	つういんきたくとうともな 通院・帰宅等に伴うガソリ ン代	えん 1キロメートル 30円	にゆういんちゆうせんたくものとう 入院中の洗濯物等 のしゅうはいはいちい 集配配置医・ きょうりょくいびょうきちりょう 協力医の病気治療 もくてきつういんむりょう 目的の通院は無料です
でんきだい 電気代	こじんかでんせいひんもちこ 個人の家電製品の持ち込 み、使用	なごでんかひん テレビ等電化品 1,000 えん 円 だんぼうきぐえん 暖房器具 1,000円	ねんがくりょうきん 年額の料金です ほかものずいじきょうぎ その他の物は随時協議
りびようだい 理美容代	せんもんしょくかた 専門職の方による理美容	じつびこじんふたん 実費個人負担	しえんいんおこなばあい 支援員が行う場合は むりょう 無料
がいしゅつりよひ 外出・旅費	がいはいくともながいしゅつりよこう 外泊を伴う外出・旅行の だいきん 代金	じつびこじんふたん 実費個人負担	どうこうしゃしえんいんぶん 同行者、支援員分も ふたん 負担

にちようひんひ 日用品費	えん きようきゆう にちようひんひ 苑が供給する日用品費 (洗剤・トイレペーパー・シャ ンプー・歯ブラシ等)	む りよう 無料	こじん きぼう 個人が希望する 日用品費及び、タバコ・ ジュース・趣味の物品 などの購入は実費個人 負担です
	こじん きぼう にちようひんひとう 個人が希望する日用品費等	じっぴこじんふたん 実費個人負担	
ひふくひ 被服費	したぎ 下着・パジャマ・部屋着・ はきもの 履物	じっぴこじんふたん 実費個人負担	
きよしつかくほりよう 居室確保料	ちようきにゆういん がいはく じ きよしつ 長期入院・外泊時の居室 確保	かげつ えん 1か月 7,760円	
コピー代	りようしゃ こじん しよう 利用者の個人が使用するコ ピー	むりよう ようきようぎ 無料(要協議)	しえんいん みと ばあい 支援員が認めた場合
じ むだいこう 事務代行	かくしゆ しょうめいしょ だいひつ てがみ 各種証明書・代筆の手紙 等	むりよう ようきようぎ 無料(要協議)	きってだいとう じっぴ 切手代等は実費
ぶつびんしよぶんによう 物品処分料	たいしよ じ など しよ じひんしよぶん 退所時等に所持品処分をす る場合	ですうりよう えん 手数料 2,000 円 + しよぶんによう 処分料	
ほか その他	じようき しる じこう 上記に記載されていない事項	ずい じきようぎ 随時協議	

ほんりようきんひよう ぜいこみかかく しよくひ こうねつすいひ ひかぜい
本料金表は、税込価格となっております。(食費・光熱水費については非課税)